

## 別紙 1

### 主な御意見と御意見に対する考え方について

#### 1 指針総論について

- 国においては、反社会的勢力の変容に即応し適切な対応を為しうるよう、また企業の反社会的勢力排除に一定のインセンティブを与えるなどによりその実効性を確保しうるよう、十分な法的整備をなしていくことが必要である。

(日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会副委員長)

との御意見を頂きました。

#### <考え方>

御指摘のとおり、本指針の実効性の確保は、正に重要な課題と認識しております。

今後、法的整備についての必要性の検討も含め、企業が本指針に示す事項を実行していくための環境整備に努めていきたいと考えます。

- 指針を実効性あるものとするためには、反社会的勢力の企業社会への介入の実態を踏まえた対策をとりうるよう、警察庁等関係官庁と主要経済団体及び日弁連等による協議会を発足させる一方、業界によっては既存の協議会の活性化を図ることにより、継続的な協議を行うことが不可欠と考える。

(日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会副委員長)

との御意見を頂きました。

#### <考え方>

御指摘のとおり、反社会的勢力の介入への具体的な対策については、協議会の発足や活性化等、その手法は今後の検討でありますが、民事・刑事両面からの対応が重要であり、今後とも関係省庁が関係機関と連携しながら取り組むことが必要と考えます。

- 今回の「企業と反社会的勢力との関係遮断に関するアンケート調査」の結果からしても、企業は関係断絶を企業行動指針等へ盛り込むことについて積極的であるとは言い難い状態があり、また関係断絶がなされているとも言い難い。かかる状況においては、企業において本指針に示す事項が実施されず、仮に採用されても排除に向けた対応策が進展しない可能性が高い。

そこで、本指針に示す事項を企業が実施することを動機付けるために必要がある下記の方策を検討するべきであり、指針案総論部分においてもその旨明記すべきである。

1 反社会的勢力との関係維持行為（金品の提供行為など）の法的禁止ないし犯罪化・刑罰化を検討すべきである。

2 本指針を採用した企業、内部統制システムの基本方針に反社会的勢力との関

係遮断をうたい、実行している企業に対する表彰制度などの導入を検討するべきである。  
(第一東京弁護士会民事介入暴力対策委員会委員)

との御意見を頂きました。

<考え方>

「反社会的勢力との関係維持行為（金品の提供行為など）の法的禁止ないし犯罪化・刑罰化の検討すべき」という御意見につきましては、社会情勢等を見据えながら、今後の検討課題とさせていただきます。

また、現行法の下、本指針の実効性の確保については、関係省庁が関係機関と連携しながら、企業が本指針に示す事項を実行していくための環境整備に努めていきたいと考えます。

さらに、「表彰制度などの導入」という御意見に対しては、今後の施策の参考とさせていただきます。

- 多くの企業は、反社会的勢力との関係の維持を望んでいるとは考えられないにもかかわらず、関係遮断がなされない理由は、本指針にも指摘されるとおり、人に不安感・恐怖感を与えていためであると考えられる。したがって、関係断絶の実効性を確保するためには、警察による具体的な支援の仕組み、暴追センターによる具体的な援助、不当要求を拒絶するための法的手段の提供等が必要であり本指針を定めただけでは資金源対策としての効果が期待できないのではないかと懸念される。

よって、企業が真に関係遮断を図ろうとするときに、その実効性を確保する制度・仕組みの検討をするべきである。

(第一東京弁護士会民事介入暴力対策委員会委員)

との御意見を頂きました。

<考え方>

反社会的勢力を排除するための制度の構築については、今後とも関係省庁が関係機関と連携しながら検討を行い、実効性を確保すべく取組を推進していくとともに、警察による企業への指導や保護対策等の支援を行い、企業における不安感・恐怖感を払拭するように努めていきたいと考えます。

- 企業経営者に対し、反社会的勢力への違法な利益提供によって会社に損害を与えた場合には当該取締役の善管注意義務違反による損害賠償責任を免れないという点を明確化すべきである。この点、蛇の目ミシン事件判決（最判平成18年4月10日判タ1214号82頁以下）や内部統制システムとの関係などという視点から具体的に言及することによって、企業経営者に自覚を促すこととなり、本指針の採用に向けた活動が期待できる。

よって、反社会的勢力への利益提供行為が、取締役の善管注意義務違反を構成する可能性があることの指摘をより具体的に行うべきである。

(第一東京弁護士会民事介入暴力対策委員会委員)

との御意見を頂きました。

<考え方>

御指摘のとおりであり、その旨を「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針に関する解説」の「(1) 本指針の対象や法的性格」に【なお、法的拘束力はないが、本指針策定後、例えば、取締役の善管注意義務の判断に際して、民事訴訟等の場において、本指針が参考にされることなどはあり得るものと考えている（例えば、東証一部上場のミシン等製造販売会社の取締役に対する損害賠償請求訴訟における最高裁判決（平成18年4月10日）が参考となる）。】と記載しました。また、企業に対しては、本趣旨を含めて普及啓発を行いたいと考えます。

- 企業が反社会的勢力との関係遮断へ向けた指針などを作成するためには、マニュアルを用意することによってその作成が容易になり活用が進むと思われることから、より具体的な記載を盛り込んだものにしたり、暴追センター等がマニュアル策定のための支援を行う旨を明確化したりして、企業における具体的な取組みを促す措置を講じる必要があると思料する。

よって、本指針自体をより詳細化するか、本指針から一歩具体化した規定、マニュアルを作成することを促す措置を講じるべきである。

(第一東京弁護士会民事介入暴力対策委員会委員)

との御意見を頂きました。

<考え方>

御意見のとおり、本指針の普及啓発を進めるに際しては、教材の作成や講演等が重要であると認識しております。

民事介入暴力に詳しい弁護士等関係者の御協力を得ながら、普及啓発に取り組んでいきたいと考えます。

- 各業種により取り組むべき事項にも差異が生じてくることが思料されるため、本件指針制定を受け、各府省は、所管業界に対して、必要に応じて具体的に取り組むべき目標を定めた指針のようなものを制定することとして欲しい。

との御意見を頂きました。

<考え方>

御意見のとおり、業種や業態に応じて差異が生じてくるものと考えます。

今後、関係省庁において、所管業界に対する本指針の普及啓発に向けた取組について検討していきたいと考えます。

## 2 反社会的勢力について

- 反社会的勢力の示す範囲が悪意を持って拡大され、労働組合や被害者団体もしくは社会的な利害対立関係にある団体（例えば環境保護団体等）の正当な権利を侵害しないよう、さらに明確化されることを望みます。
- 近年顕著化している新興宗教や特定思想団体等の思想信条の自由を悪意的に濫用しているものに対する対策について不十分な内容であると見受けられるので、安易ではないこの問題に対する指針を盛り込まれる事を強く望みます。

との御意見を頂きました。

### <考え方>

本指針には、【暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である。】と記載しています。

反社会的勢力のとらえ方について、悪意を持って拡大解釈し、正当な権利を侵害してはならないということは、正に御意見のとおりであり、労働組合や被害者団体等は、反社会的勢力には該当しないものであります。ただし、例えば、暴力団が労働組合等の活動を仮装して、暴力的な要求行為をしている場合には、当然、当該暴力団は、反社会的勢力であります。

また、例えば、暴力団が、宗教団体等の活動を標ぼうしながら、暴力的な要求行為等をしている場合には、当然、当該暴力団は反社会的勢力でありますし、また、暴力団ではなくても、ただ単に思想の自由等を悪意的に濫用しているものについて、暴力的な要求行為といった行為要件に着目することにより、反社会的勢力ととらえる事は可能であると考えます。

- 暴力団、暴力団関係企業、総会屋は警察からの情報等により特定可能であるが「社会運動標ぼうゴロ」「政治活動標ぼうゴロ」「特殊知能暴力集団」という情報はなく、属性要件として把握するのは困難であるので、「社会運動標ぼうゴロ」「政治活動標ぼうゴロ」「特殊知能暴力集団」に係る脚注については、後半の行為要件で記載していただきたい。(全国銀行協会)

との御意見を頂きました。

### <考え方>

御指摘の「社会運動標ぼうゴロ」等は、社会実態として存在しており、属性要件として、警察庁の組織犯罪対策要綱（警察庁ホームページに掲載）においては、「社会運動標ぼうゴロ」等の定義が掲げられております。

ただし、「社会運動標ぼうゴロ」等は、その正体を巧妙に隠しながら企業に近づくことも多いので、その場合には、暴力的な要求行為といった行為要件にも着目して排

除することが大切であると考えます。

例えば、ある顧客が銀行に対して、社会運動や政治活動に藉口して、不当な融資を要求した場合には、これら行為を理由に、当該顧客を反社会的勢力としてとらえ、当該不当要求を拒絶することが大切であります。

### 3 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則について

- 現状、反社会的勢力対応をサポートする専門部署を設けている企業はそれなりに多いと思われるが、経営者が当該部署任せとなり、本来の意味での「組織としての対応」になっていないケースもあると危惧される。そのため、「組織としての対応」は経営トップの姿勢が重要であることを正しく理解してもらうため、単に「組織としての対応」となっている箇所を「経営トップを含めた組織としての対応」と修正すべきである。 (第一東京弁護士会民事介入暴力対策委員会委員)

との御意見を頂きました。

#### <考え方>

基本原則における「組織としての対応」には、経営トップの姿勢が重要であることのみならず、

- 担当者任せにしないこと（担当者を孤立させないこと）
- 対応マニュアルに則った対応をすること
- 不当要求防止責任者の関与を得ること

等の意味も含まれていることから、原文のままとさせていただきます。

なお、御意見のとおり、経営トップの姿勢が重要であることは、本指針の【平素からの対応】の中に【代表取締役等の経営トップは、（1）の内容を基本方針として社内外に宣言し、その宣言を実現するための社内体制の整備、従業員の安全確保、外部専門機関との連携等の一連の取組みを行い、その結果を取締役会に報告する。】と記載してあるとおりであります。

- 「(反社会的勢力や団体との) 関係遮断」といった言い方は、本来は専門用語であり、一般人には正確に意味が伝わらない。にもかかわらず、昨今こういった表現を丸写しして企業倫理規定の類に安易に用いる例が多くみられ、弊害が予想される。そこで、この「指針」はこういった風潮の助長を避け、戒めるような内容を付加すべきものと思う。

との御意見を頂きました。

#### <考え方>

御指摘のとおり、企業倫理規程等の中に用語のみを用いただけでは、本指針が狙う本来の効果が図られない恐れがありますので、企業担当者が本指針の趣旨を十分理解することができるよう、今後、教材の作成や講演等を行い、分かり易い普及啓発に努めていきたいと考えます。

#### 4 反社会的勢力による被害を防止するための基本的な考え方について

- 指針では【反社会的勢力による被害防止を内部統制システムに位置づけることが必要】と記載されているところ、経済産業省「企業行動の開示・評価に関する研究会」が発表した「コーポレートガバナンス及びリスク管理・内部統制に関する開示・評価の枠組みについて一構築及び開示のための指針」においても、「企業経営者、特にトップ自身が自らの企業の目的を明確にし、それに基づく経営理念を構築し、それらに照らし適切な態度、意識、行動といった姿勢をとり、その経営理念、事業目的、行動規範を企業において徹底し、更には広く社会に明示・伝達することにより、それに基づく企業風土が根づくものと考えられる」旨記載されている。

組織としての対応には、経営トップの姿勢が重要であることを正しく理解してもらうためにも、指針における「2 基本原則に基づく対応 (1) 反社会的勢力による被害を防止するための基本的な考え方 一つ目の項目内にある『担当者や担当部署だけに任せずに、組織全体として対応する。』という箇所を「経営トップを含めた組織全体として対応する。」に修正すべきである。

(第一東京弁護士会民事介入暴力対策委員会委員)

との御意見を頂きました。

#### <考え方>

御指摘のとおり、経営トップの関与が大切であることから、本指針において下記のとおり修正します。

【担当者や担当部署だけに任せずに、代表取締役等の経営トップ以下、組織全体として対応する。】

- 「反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保する」ことについて、現行案においては、防弾チョッキの着装等の直接的手段を真っ先に連想してしまう。

については、間接手段の意味合いも含めるため、「反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保するために必要に応じた措置を講じる」旨の記述にして欲しい。

- 従業員の安全を確保することの重要性に異論はないが、単に「従業員の安全」という表現を用いるのではなく、あらゆる適切な対応を講じて反社会的勢力対応を行うことこそが、従業員の安全につながることを理解してもらうべきであり、従業員の安全を言い訳として、適切な対応が講じられないという事態に陥らないよう、記載箇所を削除するか、別の箇所に移動した上で、適切な対応を講じて反社会的勢力対応を行うことこそが、従業員の安全確保につながる旨の表現とすべきである。 (第一東京弁護士会民事介入暴力対策委員会委員)

- 従業員の安全確保についても、もっと具体的に企業はどのような体制を取れば

いいのか、ガイドラインとして示していただきたい。  
との御意見を頂きました。

<考え方>

この項目の趣旨は、一般的に反社会的勢力と対峙する担当者は、身の危険を感じ、不安感・恐怖感を持つことが多いと思われ、そういう担当者を孤立させることなく、身の安全を確保するのは、企業としての責任であることを、<反社会的勢力による被害を防止するための基本的な考え方>として明確にしたものです。

御意見のとおり、企業としては、そのために必要な措置を講じていただくことになるのですが、その内容は、緊急連絡網の作成、警備体制の導入など、企業の業種、業態、規模等によって、異なると思われますので、原文のままとさせていただきます。

- 外部専門機関との緊密な連携関係を構築する具体的な方法を、ご教示願います。  
又、反社会的勢力と判断する情報は、それら外部専門機関からご提示されるので  
しょうか。

(不動産流通経営協会)

との御意見を頂きました。

<考え方>

本指針において【外部専門機関の連絡先や担当者を確認し、平素から担当者同士で意思疎通を行い、緊密な連携関係を構築する。】と記述しており、より具体的な方法については、指針の策定後、窓口一覧表の作成等、適宜、検討したいと考えております。

また、警察や暴力追放運動推進センターからの情報提供については、「暴力団排除のための部外への情報提供について」（平成12年9月14日付、警察庁暴力団対策部長通達。）（警察庁ホームページに掲載）に基づき、個々の事案の状況を検討し、その必要性を判断した上で行っております。

ただし、反社会的勢力による被害を防止するためには、各企業において、自ら業務上取得した、あるいは他の事業者等から提供を受けた反社会的勢力の情報をデータベース化することも重要であると考えます。

5 平素からの対応について

- 指針案2の(2)の3項目にある「通常必要と思われる注意を払う」と5項目にある「属性判断等を行う」との両者の関係が不明である。  
よって、取引開始時には属性判断を行うことが原則であることを明記すべきである。また、取引開始後においても、当該取引の別部門である専門部署により、定期的に属性判断を行うことを原則とすることも明記すべきである。

(第一東京弁護士会民事介入暴力対策委員会委員)

との御意見を頂きました。

## <考え方>

本指針の【反社会的勢力とは、一切の関係をもたない。そのため、相手方が反社会的勢力であるかどうかについて、常に、通常必要と思われる注意を払うとともに、反社会的勢力と知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点や反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消する。】における「通常必要と思われる注意を払う」の中には、当然取引開始時の属性判断を行うことを含んでおります。

また、業種や業態によって相手方が反社会的勢力であるかどうかを調査する事項も異なると考えられることから、【通常必要と思われる注意を払う】という記述にしております。

さらに、定期的に属性判断を行うことも想定しており、「通常必要と思われる注意を払う」という文章の前に【常に】が入っているのは、専門部署かどうかはさておき、取引開始後においても反社会的勢力かどうかについて確認するのが望ましい旨を意味しております。

- 自社株の取引状況の確認について、「平素からの対応」のみならず、「有事の対応」においても言及がなければ一貫性を欠くと考えられる。本指針においては、有事の対応については「不当要求への対応」に限定されているため、実際の反社会的勢力による株式取得への対応に言及されていない。すなわち、反社会的勢力を株主から排除するための制度ないし具体的な指針を示すことができるようになるまでの間、株式の取引に関して、本指針として表示することは適切でないと考える。

よって、「可能な範囲で自社株の取引状況を確認する」を削除すべきである。

(第一東京弁護士会民事介入暴力対策委員会委員)

との御意見を頂きました。

## <考え方>

確かに、御指摘のとおり、反社会的勢力と株主から排除するための方法について、本指針では記述しておりませんが、株主からの要求に対応するに際して、当該株主が反社会的勢力であるか否かを把握しておくことは極めて重要であることから、【可能な範囲で自社株の取引状況を確認する】と記述したものであります。

なお、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針に関する解説」の「(7) 反社会的勢力による株式取得への対応」も御覧下さい。

- 他人に頼るだけでなく、自社の情報を活用することも明記すべきである。また、他企業の情報を活用するためには、自社の情報を提供せずに他企業等から情報提供を受けることはできないと思われるため、自社の情報活用も必須であることを明記するとともに企業等相互間の情報交換の重要性について付言すべきである。

(第一東京弁護士会民事介入暴力対策委員会委員)

との御意見を頂きました。

## <考え方>

データベースを構築するに際して、自社情報を活用するのは、むしろ当然のことであるため記載しておりませんが、御意見を踏まえて「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針に関する解説」の「(11) 個人情報保護法に則した反社会的勢力の情報の保有と共有」に【事業者が、上記目的に利用するため反社会的勢力の個人情報を直接取得すること、又は事業者がデータベース化した反社会的勢力の個人情報を、上記目的に利用するため、他の事業者、暴力追放運動推進センター等から取得すること。】と記載しておりますので、御覧下さい。

- 反社会的勢力による不当要求が事業活動の不祥事や従業員の不祥事を理由として行われた場合などには、上司が事案を隠ぺいする可能性も否定できない。したがって、反社会的勢力対応部署への直接の連絡ルートや内部通報制度を活用した連絡ルートなど複数の連絡ルートを整備することが不可欠である。

よって、反社会的勢力との関係が判明した場合に当該情報や反社会的勢力対応部署に報告・連絡・相談するための複数のルートによる連絡体制を整備すべきことを明記するべきである。 (第一東京弁護士会民事介入暴力対策委員会委員)

との御意見を頂きました。

## <考え方>

本指針の基本原則に【裏取引や資金提供の禁止】を示し、また、反社会的勢力による被害を防止するための基本的考え方においても、【反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。】と重ねて記載し、さらに、有事の対応（不当要求への対応）においても、【反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、当該情報を、速やかに反社会的勢力対応部署へ報告・相談し、さらに、速やかに当該部署から担当取締役等に報告する。】と示しております。

御意見のようなケースは、本指針の基本原則や考え方、対応要領から外れたものであるので原文のままとさせていただきます。

なお、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針に関する解説」の「(13) 内部統制システムを構築する上での実務上の留意点」に【オ 監視活動・内部統制システムの運用を監視するための専門の職員（リスク・マネージャーやコンプライアンス・オフィサー等）を配置する。】と記載しております。これら職員を活用し、反社会的勢力との対応状況を検証することによって、御意見のような隠ぺい行為が無くなることを期待したいと考えます。

- 反社会的勢力との関係を持たないことは重要であり、各銀行ともに関係を持たないよう取り組んでいるが、反社会的勢力であるとの疑いが生じただけで、速やかに関係を解消するというのは実務的に困難な面があるので「反社会的勢力であると判明した場合は、速やかに関係を解消する」としていただきたい。

との御意見を頂きました。

<考え方>

指針は、あらゆる業態の企業を対象としており、取引を即刻解消することが可能となる業種もあれば、疑いのみでは、取引を即刻解消することが難しい場合もあると考えます。

しかし、反社会的勢力による被害を防止するためには、反社会的勢力であると判明した段階はもとより、その疑いを生じた段階から関係遮断に向けた対策を図っていくことが重要と考えます。

そこで、頂いた御意見のような考え方を踏まえ、関係解消に時間がかかることも考慮し、指針においては【速やかに関係を解消する】と記述しているところです。

- 暴力団排除条項は、反社会的勢力との取引を排除する抑止力効果はあると考えられるが、その導入にあたっては、同時期に実施する等、関係業界が一丸となって取組むことが肝要と考えられる。その際、反社会的勢力の情報を集約したデータベースの構築も併行して実施する必要がある。 (全国銀行協会)

との御意見を頂きました。

<考え方>

正に御意見のとおり、業種に応じ、是非とも関係業界団体が反社会的勢力による被害を防止するために一丸となり、暴力団排除条項の導入や反社会的勢力の情報集約データベースの構築に取り組んでいただきたいと考えます。

- 「反社会的勢力の情報を集約したデータベースを構築する」ことについて、各企業において必要な情報の内容・秘匿性及び経営体力が異なることが想料されるため、「必要に応じた（又は「可能な範囲で」）反社会的勢力の情報を集約したデータベースを構築する」旨の記述にして欲しい。
- 今後、データベースを構築し、反社会的勢力の排除に向けた体制を整備する必要がある。

については、各企業におけるデータベース化についてであるが、ほとんど社内秘密扱いであり、ほとんどの社員は、その存在すら知らず、照会しても構築の有無さえも回答してくれないとも聞く。

こうした状況を踏まえ、現実的に他企業に情報を提供してくれるものか、かなりのコスト負担でもあり、こうした情報こそ、政府においてデータベース化し、共有化を図れるよう法制面での整理を含め体制整備すべきではないか

- データベースに情報を提供するにあたっては、反社会的勢力の情報に関する定義・範囲を明確にする必要があるとともに、警察による情報精査が必要である。

また、銀行が提供する情報だけでは限定されるので、データベースの構築にあたっては、暴力追放運動推進センター等の外部情報を定期的に提供していただき

たい。

(全国銀行協会)

との御意見を頂きました。

#### <考え方>

データベースの構築について、企業の経営体力等によって扱う情報の内容等が異なるのは御意見のとおりであり、可能な範囲で構築していただけたらと考えます。

なお、この点は、データベースの構築のみについて当てはまるのではないかため、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針に関する解説」の「(1) 本指針の対象や法的性格」において、【また、中小企業や零細企業においては、これらの内容を忠実に実施することは困難を伴うため、適宜、企業規模に応じて、指針の5つの基本原則を中心とした適切な対応をすることが大切である。】と記述しております

反社会的勢力との関係遮断については、本指針に示してあるとおり、企業の社会的責任の観点や企業防衛の観点から必要なことあります。

したがって、各企業が可能な範囲における反社会的勢力の情報を集約し、データベースを構築するとともに、同業種の企業が結集し、主務官庁等と相談の上、業界団体におけるデータベースの構築を検討していただきたいと考えます。

反社会的勢力の定義や範囲についてですが、警察庁の組織犯罪対策要綱（警察庁ホームページに掲載）において「暴力団」「暴力団関係企業」「総会屋」「社会運動標ぼうゴロ」等の属性要件は、既に定義付けされており、これらは各企業に共通するものと考えます。

他方、「暴力的な要求行為」等の行為要件については、業種によって、その具体的な行為態様が異なるものと考えますので、業界の実態に応じて、更に具体化した定義等を策定していただくのが適切であると思います。

例えば、銀行業界で言えば、

- 当行との取引（口座開設、融資、返済等）に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき
  - 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害したとき
  - その他これらに類する止むを得ない事由があったとき
- 等の具体化が考えられます。

データベースの構築は、業界による検討が必要であると思われますが、例えば、証券業界については、警察庁、金融庁、日本証券業協会等による証券保安連絡会において、証券版「不当要求情報管理機関（仮称）」の設置を検討しており、その過程で、外部情報の提供について、その可否も含めて慎重に検討しております。また、他の業界から証券業界と同様の要望があるならば、警察としては、証券保安連絡会における議論の推移を踏まえつつ、証券版「不当要求情報管理機関（仮称）」等と同様のデータベース構築の検討を行いたいと考えております。

なお、政府としての反社会的勢力のデータベース構築についてありますが、反社会的勢力の情報は、業界や地域によって異なる部分もあり、その意味においても、ま

ずは、各企業におけるデータベースの構築や各業界団体におけるデータベースの構築を検討すべきと考えます。

- 現状は脅される等の具体的な事柄があつて、暴力団に関する情報提供がなされると理解していますが、企業防衛を重視する立場からは具体的な事柄が起きる前に、現状よりも早い段階で暴力団等に関する広汎な情報提供を希望します。

(不動産会社)

- 「同データベースは、暴力追放運動推進センター等の情報を活用して逐次更新する」ことについて、各企業が個人情報の取扱い及び新聞記事等に係る著作権に対してナーバスになるが故に構築・更新に躊躇してしまうケースがあると思料されるため、個人情報保護及び著作権保護のための関係法令の規定を踏まえつつも、必要な情報の共有及び流通を促す旨の記述を追加して欲しい。
- 暴力追放運動推進センターから、情報を受ける際の手続や方法を、明示していただきたい。

また、企業間の情報交換はどのような方法を想定されているのでしょうか。

宅建業者においては、守秘義務が課され、違反には罰則が適用されますし、個人情報保護法違反、人権問題となりうる場合も考えられますので、これらに抵触しない情報交換の方法をご教示していただきたい。

(不動産流通経営協会)

との御意見を頂きました。

#### <考え方>

警察や暴力追放運動推進センターからの情報提供については、「暴力団排除のための部外への情報提供について」（平成12年9月14日付、警察庁暴力団対策部長通達。）（警察庁ホームページに掲載）に基づき、個々の事案の状況を検討し、その必要性を判断した上で行っています。

ただし、反社会的勢力による被害を防止するためには、各企業において、自ら業務上取得した、あるいは他の事業者等から提供を受けた反社会的勢力の情報をデータベース化することも重要であると考えております。

反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、早い段階で警察や暴力追放運動推進センターに相談することが大切であり、各都道府県にある暴力追放運動推進センターにおいては、経験豊かな相談員が専門的知識を活かして、相談に応じております。

次に、反社会的勢力に関する個人情報を保有・利用することについては、事業者が個人情報保護法に違反することを懸念する論点がありますので、この度、考え方を整理しました。「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針に関する解説」の「(11) 個人情報保護法に則した反社会的勢力の情報の保有と共有」を御覧下さい。

企業間の情報交換についてでありますと、個々の企業における情報交換だけではなく、同業種の業界団体が情報を集約したデータベースを構築し、活用することが反社会的勢力による被害を防止する上で、より効果をあげると考えております。

御指摘のとおり、法律による守秘義務が課せられている業種もあり、業界によるデータベースの構築に際しては、法的検討が必要となる業界もあるかもしれません、

反社会的勢力による被害を防止するためには、企業間の情報交換や業界団体におけるデータベースの構築が重要と考えます。本指針は関係省庁の協力を得ながら策定しており、主務官庁等と相談の上、業界団体におけるデータベース構築の検討をしていただきたいと考えます。

## 6 有事の対応（不当要求への対応）について

- 「仮に正当な要求であるときは、法律に照らして相当な範囲で責任を負う」という文章は、この部分を言い訳として不適切な対応が行われたり、この部分を相手方に活用されたりすることから、本指針に盛り込むべき内容として相応しくないので、第2文は削除すべきである。

(第一東京弁護士会民事介入暴力対策委員会委員)

との御意見を頂きました。

### <考え方>

反社会的勢力であったとしても、正当な要求まで否定されるわけではなく、反社会的勢力との関係遮断を理由として正当な要求までも拒否することはできないものと考えます。

しかし、法律に照らして不相当な範囲で責任を負う必要はなく、責任を負う場合においても、他の一般的な同種の責任（例えば、反社会的勢力ではない相手方と同程度の責任）の範囲内に限られるべきものと考えます。

したがって、反社会的勢力に対して負った責任が、不相當に利益を供与したものであってはならず、法律に照らし相当な範囲を超えている場合は、当然、不当要求行為として対応することとなります。

- 「不当要求防止責任者の関与を得た上で、専門部署と組織的な連携を図る。また、必要に応じて、経営トップも含め、組織全体として対応する。」といった表現に修正すべきである。

(第一東京弁護士会民事介入暴力対策委員会委員)

との御意見を頂きました。

### <考え方>

御指摘のとおり、経営トップの関与も大切であることから、本指針において下記のとおり修正します。

【反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署だけに任せずに、  
不当要求防止責任者の関与を得て、代表取締役等の経営トップ以下、組織全体として  
対応する。】

- 「被害届を出す。」とあるのを被害届のみならず、告訴・告発を活用することの重要性も認識できるよう「被害届又は告訴・告発を行う。」と修正すべきである。

(第一東京弁護士会民事介入暴力対策委員会委員)

との御意見を頂きました。

<考え方>

本指針には【あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、刑事事件化を躊躇しない。特に、刑事事件化については、被害が生じた場合には泣き寝入りすることなく、不当要求に屈しない姿勢を反社会的勢力に対して鮮明にし、更なる不当要求による被害を防止する意味からも、積極的に被害届を提出する。】と記載しております。

これは、社会的信用を重視するあまり、企業が被害届の提出を躊躇したり、事案の発覚を恐れて隠ぺいしたりすることのないよう、まずは被害申告を行うべきであるという趣旨で記載したものでありますので原文のままとさせていただきます。

- 反社会的勢力と対峙する場合、暴力追放運動推進センターや警察等との連携は、どのような流れになるのでしょうか。

暴力追放運動推進センター等が不当要求対応要領等を既にお示しですが、本指針においても、具体的にお示しいただいたほうが、対応がし易くなると思われますので検討願います。

(不動産流通経営協会)

との御意見を頂きました。

<考え方>

反社会的勢力と対峙する場合には、個々の事案によって警察や暴力追放運動推進センターによる対応も異なりますので、一概には、その流れをお示しできませんが、反社会的勢力との対峙が予想される場合には、遠慮なく警察や暴力追放運動推進センターに相談することが大切です。

また、不当要求対応要領等を指針に具体的に示した方が対応がし易くなるとの御意見についてですが、暴力追放運動推進センター等が「暴力団等への対応心得」「企業対象暴力対応マニュアル」等として、

- |              |              |             |
|--------------|--------------|-------------|
| ①来訪者のチェックと連絡 | ②相手の確認と要件の確認 | ③対応場所の選定    |
| ④対応の人数       | ⑤対応時間        | ⑥言動に注意する    |
| ⑦書類の作成・署名・押印 | ⑧即答や約束はしない   | ⑨トップは対応させない |
| ⑩湯茶の接待をしない   | ⑪対応内容の記録化    | ⑫機を失せず警察に通報 |

の12項目を示しておりますが、これらの対応要領に則して、企業側の状況に応じた社内体制を整備し、社内における具体的な対応マニュアルを作成していただくことが、企業における反社会的勢力との具体的な対応要領と考えます。

また、都道府県に設置されている暴力追放運動推進センターでは、都道府県の公安委員会から委託を受け、警察と連携し、暴力団等から不当要求による被害を防止するため「不当要求防止責任者講習」を開催しておりますので、企業において不当要求防止責任者を選任し、本講習を受講させ、不当要求防止責任者として社員等に対する不当要求対応要領等を指導・教育することも必要と考えます。

- ファンド的な手法を用いた経済的暴力が考えられるので、これについても触れるべきではないかと考えます。

との御意見を頂きました。

#### <考え方>

反社会的勢力が企業の株式を取得した場合、株主の地位を悪用して企業に対して不当要求を行うおそれがあり、また、反社会的勢力が企業の経営権を支配した場合、他の株主、取引先、提携先、従業員等の犠牲の下、支配株主たる反社会的勢力のみの利益をはかるような経営が行われ、企業価値が不当に収奪されるおそれがあります。

そのため、反社会的勢力に企業の株式が取得されないように対策を講ずることが必要です。

反社会的勢力による株式取得には、不当要求の手段として取得する場合や買取・乗っ取りの手段として取得する場合がありますが、これらに対抗するためには、まず、前提として、株式を取得しようとする者が反社会的勢力であるか否かを判断することが重要であると考えます。

本指針においても、この点を想定しており【反社会的勢力が取引先や株主となって、不当要求を行う場合の被害を防止するため、契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入するとともに、可能な範囲内で自社株の取引状況を確認する。】、【取引先の審査や株主の属性判断等を行うことにより、反社会的勢力による被害を防止するため、反社会的勢力の情報を集約したデータベース構築する。】等と記述しております。

- 指針にもとづき、企業が社内規則や体制などを整備しても、それが適切に機能しているかを定期的に検証していかなければ、形骸化してしまうおそれがある。

継続的に実施・運用していくためには、体制の運用状況や反社会的勢力との関係が判明した場合の対応状況を統制・監視していくことが不可欠である。

そのための体制を整備することも含め、2「基本原則に基づく対応」の中に「(4) 対応状況の統制・監視」といった項目を設けるべきである。

(第一東京弁護士会民事介入暴力対策委員会委員)

との御意見を頂きました。

#### <考え方>

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針に関する解説」の「(13) 内部統制システムを構築する上での実務上の留意点」において【オ 監視活動・内部統制システムの運用を監視するための専門の職員（リスク・マネージャーやコンプライアンス・オフィサー等）を配置する。】と記述し、御趣旨を反映しておりますので、御覧下さい。

## 7 内部統制システムと反社会的勢力による被害防止との関係について

- 内部統制システムの構築義務は、全ての企業の取締役に課せられた義務であるから、「ある程度以上の規模の」という部分は削除しないと、規模が小さいから自分の企業は何ら対応する必要がないという誤解を受けるおそれがある。規模に応じて取組みが異なりうることはあっても、内部統制システムの構築義務それ自体がなくなる訳ではない。

よって「ある程度以上の規模の」は削除すべきである。

(第一東京弁護士会民事介入暴力対策委員会委員)

との御意見を頂きました。

### <考え方>

会社法の解釈を踏まえて記述したものですので、ご理解を願います。

注) 神田秀樹著 「会社法入門」(岩波新書) 76ページ

リスク管理体制の構築義務 規模がある程度以上の会社になると、取締役は、健全な会社経営のために会社が営む事業の規模・特性等に応じたリスク管理体制（最近は内部統制システムという）を整備する義務を負う（コンプライアンスと呼ぶ法令遵守体制の整備を含む）。

- 「内部統制システムに明確に位置付けることが必要である。」と指摘されたとしても、具体的なイメージが湧かないと思われる。

したがつて、例示として、経営トップによる指針の明確化、対内的・対外的公表、指針を実践するマニュアルの策定、指針・マニュアルに関する研修の実施、契約書への暴排条項の導入、情報DBの構築、情報を活用した排除対策の実践、内部通報窓口を含めた連絡体制の充実、内部監査項目としての位置づけなどの項目を列挙することが考えられる。

よって「内部統制システムに明確に位置付けることが必要である。」という部分は、せめて例示するなどして、具体化すべきである。

(第一東京弁護士会民事介入暴力対策委員会委員)

との御意見を頂きました。

### <考え方>

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針に関する解説」において「(13) 内部統制システムを構築する上での実務上の留意点」を記述しておりますので、御覧下さい。

- 反社会的勢力と関係を持ちその不当要求に応じることが、取締役の善管注意義務違反を構成する可能性があるなど法的な制裁の対象になること、企業の社会的信用を失墜させ企業価値を著しく毀損させることを指摘し、リスクが顕在化した場合の影響が重大であり、特に重点的に管理すべき項目の一つであることを明示

るべきである。

(第一東京弁護士会民事介入暴力対策委員会委員)

との御意見を頂きました。

<考え方>

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針に関する解説」の「(13) 内部統制システムを構築する上での実務上の留意点」に【反社会的勢力との関係遮断を内部統制システムに位置付けるに際して、それぞれの項目における留意事項は次のとおりであるが、特に、リスク評価の部分は、重点的に管理すべき項目である点に留意する必要がある。】と記述しておりますので、御覧下さい。

指針（案）の内容に関する御質問がありましたので、回答いたします。

<質問>

反社会的勢力に対し、通常は排除が基本原則であるが、平成21年1月実施予定の「株券電子化」のために、手持ちの株券が証券会社に持ち込まれた場合に、証券会社の対応はどうあるべきか。

<回答>

御質問の「株券電子化」に伴い、反社会的勢力が手持ちの株券を証券会社に持ち込んできた場合の対応等も含め、反社会的勢力の排除対策について、現在、日本証券業協会と証券関係各社による検討が行われているものと承知しております。

<質問>

一旦、受け入れると、継続的な売買となってしまう。反社会的勢力の現在の手持ち株券の取り扱いは、どのような認識で受けとめるべきか。

<回答>

本指針に記載してあるとおり、【反社会的勢力とは、一切の関係をもたない。そのため、相手方が反社会的勢力であるかどうかについて、常に、通常必要と思われる注意を払うとともに、反社会的勢力とは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点や反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消する。】という取組を推し進めが必要です。

そのためにも、暴力団排除条項を整備したり、弁護士会や暴力追放運動推進センター等の外部専門機関に相談したりするなど指針の内容に沿った対応が不可欠であると考えます。

<質問>

反社会的勢力からの要求が不当なものであるかどうか判断についてお伺いしたいと思います。

例えば、不動産会社がマンション等建物を建築する際ににおいて、当該建物による近

隣の住戸への日影に関して一定の補償を行うことがあります。本指針案においては「仮に正当な要求であるときは、法律に照らして相当な範囲で責任を負う」とありますが、日影補償については、法にて明文化された基準は無く、過去の判例等に照らし、当社として一定の基準を設けて近隣住民に支払を行っております。

この支払の対象範囲に暴力団が居住する住戸があった場合に、他の近隣住民と同じ根拠をもとに支払を行うことはどのように評価されますか。

(不動産会社)

<回答>

事案の詳細が分かりませんので、具体的な回答は、差し控えたいと思います。

なお、「仮に正当な要求であるときは、法律に照らして相当な範囲で責任を負う」についての考え方は、先に述べたとおりです。

<質問>

当協会構成団体の会員から次のとおり意見がありました。

市役所発注の下水道工事を受注（落札）した数日後、「同和」と名乗る者（以後、「同和」者）から、当社本社へ、発注者の紹介を受けたが如く、当該現場担当の当社の現場代理人を名指しで連絡先を聞かれた。

当社は、すべてを拒否したが、数回に渡り、かなりしつこく、きつい口調で、現場代理人への連絡と、その要望内容である現場事務所用ハウス等のレンタルを要求された。

問題点として

1. 「同和」と名乗ったが、電話でのやり取りであったので確信はありませんが、「反社会勢力」の疑いを持った。
2. 発注者（市役所）の職員は、「同和」者の要求のまま、当社現場代理人の氏名を教えてしまった。情報公開の時代かも知れませんが配慮をお願いしたいと思います。

(社団法人静岡県建設業協会)

<回答>

事案の詳細が分かりませんので、確定的なことは申し上げられませんが「同和」を語る社会運動標ぼうゴロによる不当要求行為と思われます。また正規の社会運動団体を名乗ったとしても、要求行為が企業にとって不当と思われる場合には、早めに警察や暴力追放運動推進センターへ相談するよう、会員企業に御指導をお願いいたします。

指針（案）の内容に関する御意見や御質問のほかに、一般的な御意見として、

- 犯罪者を作らない社会の予防政策として
  - ・学校教育水準の向上
  - ・社会人教育の充実
  - ・犯罪者への対応
- 国際化するわが国の犯罪への対応策

- ・警察官の高度な能力向上と国際的な視野に立った警察官の養成による犯罪防止
  - ・警察官の役割と階級の向上による犯罪防止
  - ・行政情報収集の向上による犯罪防止
- 不動産や金融・証券等の経済取引に関して、原則として「現金」取引を法律上禁止すべきである。又、法的に困難であれば、各業界団体や自主規制機関を通して”強い”「自主規制」を促すべきである。
- 反社会的勢力のメンバーである法人・個人を公表する必要がある。
- 反社会的勢力を「個人情報」で守る必要は無い。
- 国を挙げての取り組みに感謝を申し上げますとともに期待しています。
- 発注元である行政機関は、受注先の問合せに回答しない。電気、ガス、道路等公共性の高いインフラ工事も同様の基準を設ける。
- 契約に際して暴排条項締結の義務化（再下請が数次にわたる場合には、それらすべての下請負人を含ませる。）
- 各種許可証の発行審査建設業許可証、産業廃棄物処理業等々、反社会的組織には許可を与えない。警察情報を活用して審査する。（行政の審査は甘い、何らかの罰則も検討要）
- 取引先が反社会的勢力ではない事の確認義務化
- 全ての行政、企業は決められた反社被害調査指針（仮称）に則り、取引先が反社会的勢力ではない事の確認義務を負わせる。又、確認した時のエビデンスを保存する義務を持たせる。

等がありました。